

1. バス運行体制の検討に至った経緯、複数案作成の考え方

バス路線の競合区間の3割削減、共通定期券等の実現を目指すために、現行体制、連携体制（共同運行）による可能性を検討したが、

- ・営業所、車庫の相互利用ができない
- ・共同運行する特定区間の適用は乗合路線では難しい

抜本的な対策が必要

協議会の調査事業の中で、運行体制一体化による競合区間の3割削減、共通定期券等の実現の提案がなされた。

運行体制一体化とは？

ダイヤ編成を1か所で行うこと（ダイヤ営業権を集約させる）で、利便性を維持しつつ、効率的なダイヤ編成を行うこと。

調査開始↓↓↓
どの事業者がダイヤ編成を担うのかという視点で10パターンを作成

パターン作成の際のポイント

1. 現在、ダイヤ営業権をもつ交通局からさせぼバスにバスの運行を委託しているように、他の事業者間の運行委託も可能とする。（但し自社で1/3は運行が必要）
2. 道路運送法ではバス事業者は予備車も含め最低6台のバスが必要となるので、他の事業者が存続する場合は、ダイヤ営業権の全てを1か所に集約することはできない。
3. 西肥自動車の離島・高速バスは今回調査の範囲外とする。また、佐世保市（交通局やさせぼバス）としては、西肥自動車の市外路線等のダイヤ編成の役割を担うことは困難。
4. 他の事業者と比較して交通局の経費が高むことから、交通局の運行規模の拡大は想定しない。

現行のバス事業者のダイヤ営業権と運行台数の状況

事業者	営業権を有する路線の台数	受委託台数	運行台数
西肥自動車	210台		210台
交通局	90台	60台 させぼバスへ委託	30台
させぼバス	30台	60台 交通局から受託	90台

合計：330台

うち140台は市外路線

2. 10パターンについて

西肥自動車がダイヤ編成を担う (ダイヤ営業権を集約)	1	2	3	4の1	4の2
	3社存続	西肥自動車・させぼバス存続 (交通局廃止)	西肥自動車・交通局存続 (させぼバス廃止)	西肥自動車存続 (交通局・させぼバス廃止)	西肥自動車存続 (させぼバスは西肥自動車が吸収)
ダイヤ営業権の台数	西肥：318 交通局：6 させぼバス：6	西肥：324 させぼバス：6	西肥：324 交通局：6	西肥：330	西肥：330
西肥自動車からの委託後の運行台数	西肥：210 交通局：30 させぼバス：90	西肥：240 させぼバス：90	西肥：300 交通局：30	西肥：330	西肥：330
交通局がダイヤ編成を担う +西肥自動車（高速・離島・市外）	5 3社存続		6 交通局・西肥自動車存続（させぼバス廃止）		
ダイヤ営業権の台数	西肥：210 交通局：90 させぼバス：30		西肥：240 交通局：90		
西肥自動車からの委託後の運行台数	西肥：240 交通局：30 させぼバス：60		西肥：300 交通局：30		
させぼバスがダイヤ編成を担う +西肥自動車（高速・離島・市外）	7 3社存続		8 させぼバス・西肥自動車存続（交通局廃止）		
ダイヤ営業権の台数	西肥：140 交通局：6 させぼバス：184		西肥：140 させぼバス：190		
西肥自動車からの委託後の運行台数	西肥：210 交通局：30 させぼバス：90		西肥：210 させぼバス：120		
新会社がダイヤ編成を担う 新会社のダイヤ営業権・運行とも330台	9 新会社（3社廃止）				

ダイヤの集約が困難